

公 告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和6年8月9日から同年12月9日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年8月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マーレとようら

所在地 下関市豊浦町大字吉永1867の4

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社シティー	下関市豊浦町大字吉永1867の4	宮田 和幸
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179の1	飯塚 正

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時00分から 午後9時30分まで	午前6時30分から 午後10時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数	2箇所	3箇所
駐車場の自動車の出入口の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日

令和6年7月24日

5 変更年月日

令和6年8月1日